

第三回宜野湾村議會議定例會々議録

一 會期 一日間

一日 時 一九五六年六月三十日 自午前十一時五五分 至午後六時三五分

一場 所 宜野湾村議會議堂

一 提出議案

議案第四号 一九五六年度宜野湾村歳入歳出予算追加更正案

議案第五号 一九五五年度宜野湾村歳入歳出決算認定案

議案第六号 運用地并畑分土地使用料積立金繰出案

議案第七号 一九五七年度宜野湾村歳入歳出予算案

議案第八号 宜野湾村手数料及使用料徴收條例の一部改正案

議案第九号 宜野湾村稅條例の一部改正案

議案第十号 村基本財産の一部使用に關し

議案第十一号 宜野湾村教育稅賦課徴收條例の一部改正案

日程十一 議案第十一号

日程十二 議案第十二号

日程十三 議案第十三号

日程十四 議案第十四号

日程十五 議案第十五号

日程十六 議案第十六号

日程十七 議案第十七号

日程十八 議案第十八号







議長	審議の都合上一時休憩する旨を宣す。午後二時五分 休憩中の議會再開を宣す。午後二時五十分 本議事は先分検訂ロまれて居るものあり事と認め 原案通り承認した。
一審	一審議員の意見に対し異議の有無を諮る。
全員	異議なし
議長	尚原案承認する前に議員中より出た監査委員 又上り臈助に監査の報告を頼ふと宣ふ
全議員	會計監査に當つては一九五五年度決算又一九五六 年度歳入歳出予算中本月二十五日まで納 入監査せし。現金多額帳簿等収扱全体に 確実な處理のなれ居りました。但し十分相違 を認めしれぬかつたので監査の結果を概要を 報告致します。
議長	唯今監査委員から監査の報告も取りましたが一審議員 の意見に対し異議有無を諮る。
全員	異議なしと唱ふ
議長	全議員異議のなから日程十三議案を五年一九五五 年度直野澤村歳入歳出決算認定に 原案を通り可決する旨を宣す。
議長	日程十四議案を八年の附議する旨を宣す 書札として朗讀せしむ

議長 議會省略に於て意見と不互事と宣布

全員 要議の

議長 議會省略して最終確定議に附すことに付て

原案を通り可決を定むることに付て要議及び

要議のしと呼ぶなり

ては原案を通り可決を定むるなり

議長 日程才五議事才九号正議事類と付て

一時休憩するは日と三十分 午後三時四十分

再開を宣す 午後三時四十分

一番 税法改正に伴ふ必然的の事あり

議會を省略して最終確定議に附したるは勿議

を提出したるなり

賛成 要議のしと呼ぶなり

議長 只今一番議員が議會を省略して最終確定議

に附したるは勿議を提案すなり勿議は成したるは

ありませう左様取計つてよろしくござります

要議のしと呼ぶなり

佐田議員の発言ありませう議會を省略して

最終確定議に附すことに付て

表決に移ります 原案を通り可決を定むることに

付て要議及び要議のしと呼ぶなり

ては原案を通り可決を定むるなり

議長

日積才六議事十号ノ議題トシテ

一時休憩トスルニ付テ

再開ト宣テ

午後三時一〇分

大希

ニ於テ是レハ必然的ニモツテアリマシク

トシテ最終確定議ニ付シテ

議長

只今ノ大希議員ノ動議ハ成之トテ

トテよろしゆうニモツテ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

ト宣テ

議長

佐田議長は「もうアチから」渡合省略して最終確定  
議確定議に附すニトシテ

表決あり

原案通り可決決定する事に佐田議長より

「要議カ」と呼ぶモリ

「原案通り可決あり」

議長

審議の部の上午九時時間延長して審議経緯致し度  
思ひます如何と詰る

「要議カ」「賛成」と呼ぶモリ

「要議カ」より「審議時間」七時より延長

事と可決致し

議長

日程才八議案七号の議題と致し  
一時休憩する旨を宣す 午後四時

再開を宣す 午後六時

十四番

各員とも休憩中に議案は「完全審議済なり」  
あると思われ「議會を省略して最終確定議  
に附した」といふ動議を提出致し

「賛成」と呼ぶモリ

佐田議長「あり」

「議會を省略して最終  
確定議に附した」といふ十四番議員からの動議は成  
り下してあり

左様取計つてよろしくごさいませ

「要議カ」と呼ぶモリ

「要議カ」と呼ぶモリ



議長

待異議のようですが、讀會を省略して最終確定  
議に附すことといたします。

表決に移ります。

原案通り可決と定することに待異議ありません。

「異議なし」替成と呼ぶ方が多い。

では異議のようですか、原案の通り可決と定ら  
たいます。

議長

これで全日程終了致しました。

炎暑にさわらば、長時間慎重の待者議をして、

載きました事を、衷心より感謝申し上げます。

十三日定例会はこれを以て閉會致します。

午後六時三十五分

右會議の顛末を記し、事案に相違の事と認めます。

茲に署名を捺印す。

一九五六年六月三十日

夏野村議會議長

桃下 一 員

議事録 署名者

伊波 武

議事録 署名者

安原 長 朝